



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第463号 令和4年6月3日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
358	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	地方創生局 デジタルとくしま 推進課
359	令和4年度徳島県一般会計補正予算(第2号)の要領を公表する件	財政課
360	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	スマート県庁推進課
361	同	同
362	同	感染症対策課
363	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
364	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
365	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
366	同	同
367	家畜伝染病が発生した件	畜産振興課
368	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
369	同	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 0	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
3 7 1	土地改良事業計画を定めた件	同
3 7 2	公共測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
3 7 3	同	同
3 7 4	同	同
3 7 5	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定める件の一部を改正する件	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和4年5月10日付け徳島県報第454号徳島県公安委員会規則第9号中訂正	公安委員会

徳島県告示第三百五十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
万代庁舎ローカル5G環境構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県政策創造部地方創生局デジタルとくしま推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年三月二十五日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
ケーブルテレビ徳島株式会社
徳島市新蔵町一丁目一番地
- 五 契約金額
五千九百三十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第三百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和四年五月十八日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第二号）の要領を次のとおり公表する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百六十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部スマート県庁推進課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社
大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号
- 五 契約金額
六千六百八十二万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第三百六十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

防災拠点情報ネットワーク災害対策強化事業（庁内クラウド運用管理）に係る業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

テック情報株式会社

板野郡板野町犬伏字東谷六番地三三

五 契約金額

一億六千四百二十二万五千五百十二円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第

二号

徳島県告示第三百六十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
コバス六八 用消耗品・試薬 三式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部感染症対策課相談・検査担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年四月六日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社大一器械
徳島市川内町平石若宮三四〇
- 五 契約金額
六千九百三十九万九千六百九十三円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第三百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社秀実コーポレーション	阿波市阿波町平川原北四九	青空訪問介護事業所	阿波市阿波町平川原北四九	同	同	同
特定非営利活動法人人権ネットもったいない	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下一〇五六	ヘルパーステーションもったいない	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下一〇五六	訪問介護	令和四年二月十六日	令和四年三月三十一日
清華有限会社	徳島市国府町芝原字天満二五番地の二三	高杉訪問介護事業所	徳島市国府町芝原字天満二五 一三	同	同	同
合同会社アワスピ	阿南市富岡町今福寺一二番地三	訪問看護ステーションMaisu徳島店	阿南市富岡町今福寺一二番地三	訪問看護	同	同
公益社団法人徳島県看護協会	徳島市北田宮一丁目三二九一八	公益社団法人徳島県看護協会訪問看護ステーション半田	美馬郡つるぎ町半田字中藪二三四一	同	同	同

社会福祉法人三好 市社会福祉協議会	三好市池田町サラダ一八八 四番地四	紅葉温泉デイサービス センター	三好市三野町加茂野宮一八 〇三番地一	通所介護	同 二十八日	二月 同
----------------------	----------------------	--------------------	-----------------------	------	-----------	---------

徳島県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年六月三日から同年十月三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四 一番地一	疋田 直太郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン徳島藍住店
所在地 板野郡藍住町住吉千鳥ヶ浜六六番五ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四 一番地一	疋田 直太郎
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号	水野 敦之
株式会社ニトリ	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号	似鳥 昭雄

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁四 一番地一	疋田 直太郎
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四〇号	水野 敦之
株式会社ニトリ	北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八〇号	似鳥 昭雄
株式会社シヨウセイ	福岡県八女市本村五三一番地三	重川 昌生

4 変更年月日

令和四年五月十四日

二 届出年月日

令和四年五月十六日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課

2 縦覧の期間 令和四年六月三日から同年十月三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和四年六月三日から同年十月三日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町四丁目一 番地一	疋田 直太郎

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン徳島藍住店

所在地 板野郡藍住町住吉千鳥ヶ浜六六番五ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前

午前七時から午後九時五十分まで

変更後

午前七時から午後十二時まで

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前

午前六時三十分から午後十時まで

変更後

午前六時三十分から翌日の午前零時三十分まで

4 変更年月日

令和四年五月二十七日

二 届出年月日

令和四年五月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び藍住町建設産業課

2 縦覧の期間 令和四年六月三日から同年十月三日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部
企業支援課及び藍住町建設産業課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百六十七号

次のとおり家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	発生戸数及び頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
ヨ―ネ病	牛	患者	一戸 一頭	名西郡石井町	令和四年 五月十八日	殺処分

徳島県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

太田川土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	佐藤和明		阿南市那賀川町島尻六〇四
同	岸本俊彦		同 四六二
同	磯崎史明	磯崎史明	同 四九五
同	中田 壽	中田 壽	同 三八八一
同	井原英則	井原英則	同 九八六一
同	玉西隆治		同 一二三六一
同	杉野幸一	杉野幸一	同 九四七一
同	三原英弘		同 一〇三三一
同	杉野正通	杉野正通	同 一三五六
同	大田司郎		同 江野島八五九
同	滝 健次	滝 健次	同 七六三一
同	大川貞男		同 三六三一
同	杉野利男	杉野利男	同 六一三一
同	尾畑長美		同 八三〇二八
同	伊勢善博		小松島市坂野町字岡ノ下一二
同	安田隆夫	安田隆夫	同 字松コ口四五―一
同	山田峰吉	山田峰吉	同 字原京二八
同	川井弘治		同 字紫蘭墾一五
同	服部忠之		同 字大場五九
同	末岐仁人	末岐仁人	同 和田島町字前塩田一七
同	中江 功		同 坂野町字本道五―二
同	林 俊夫	林 俊夫	同 字東溜リ一三一―一
同			阿南市那賀川町島尻四七二
同			同 六九六
同			同 一二三七
同			同 一〇二八
同			同 江野島八三〇
同			同 一一二―一
同			同 八三〇―二八
同			小松島市坂野町字岡ノ下一九

同	同	同	監 事	同	同	同
	松 本 清 美	松 浦 寛	磯 部 茂 彰			
岸 本 万 希 子	松 本 清 美	松 浦 寛		川 下 敏 明	宮 本 照 久	長 井 佳 久
阿 南 市 那 賀 川 町 島 尻 四 六 二	小 松 島 市 坂 野 町 字 天 神 東 三 二	同 一 二 〇 三	阿 南 市 那 賀 川 町 島 尻 六 一 二 一 二	同 字 浜 田 三 三 一 一	同 字 大 場 三 九 一 一	同 字 紫 蘭 墾 五 五

徳島県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

桑野西部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	坂本 正信		阿南市山口町北山五四
同	工藤 由高		蓮花寺三四
同	陶久 敏郎		内田二〇
同	森本 茂宏		大久保九〇一一
同	霜田 亜由美		一八三
同	森岡 敏昭		北山七六一二
同	神野 浩規		杉谷一五一一
同	小川 幸子		元長一四〇
同	岡花 喜久雄	岡花 喜久雄	桑野町大谷六六
同	桑田 治茂		山路四七
同		森 計義	岡ノ鼻四
同		内山 昌則	山口町元長一三三一
同		山北 信雄	北山一一〇一一
同		森本 茂宏	大久保九〇一一
同		松田 良広	八九
同		岡 典男	元長一五六一一
同		鎌田 直弥	北山五七一
同		杉原 義久	羽ノ浦町中庄川原畑一四一五
同		仁木 照夫	山口町内田一八〇
監事	朝田 晴夫		北山七七
同	松田 良広		大久保八九
同	朝田 増夫		杉谷五六
同		霜田 隆	大久保八六
同		向居 哲二	内田五六一一
同		芦谷 チズ子	元長一二二一一

徳島県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
美馬市脇町 曾江谷土地改良区	令和四年四月二十二日
美馬市美馬町 美馬町土地改良区	同
美馬市穴吹町 穴吹土地改良区	同

徳島県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため土地改良事業計画を定めたので、同条第七項で準用する同法
第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業計画書の写しを縦覧に
供する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

黒地地区

二 縦覧期間

令和四年六月十日から

令和四年七月七日まで

三 縦覧場所

小松島市役所及び阿南市役所

徳島県告示第三百七十二号

徳島県南部総合県民局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量）	阿南市上大野町、中大野町及び下大野町地内	令和四年六月六日から 令和五年一月十五日まで
同	阿南市下大野町地内	令和四年六月六日から 令和四年十二月六日まで
同	阿南市柳島町及び上中町地内	令和四年六月六日から 令和四年十一月十六日まで
同	阿南市上中町地内	令和四年六月六日から 令和四年十一月二十六日まで
同	阿南市宝田町及び長生町地内	同

徳島県告示第三百七十三号

徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	勝浦郡上勝町大字傍示 字宮太尾	令和四年五月十六日から 令和四年六月十六日まで

徳島県告示第三百七十四号

徳島県東部農林水産局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（地形測量、基準点測量）	名東郡佐那河内村上字 奥野	令和四年五月二十日から 令和四年十月三十一日まで

徳島県告示第三百七十五号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を含める件）の一部を次のように改正し、令和四年六月三日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県立総合看護学校第二看護学科入学試験の項中「面接及び調査書等得点」を「面接得点」に改める。

令和四年五月十日付け徳島県報第四百五十四号徳島県公安委員会規則第九号中次のとおり訂正

正 誤

一	ページ
終わりから四	行
座席	誤
座席	正